

〈高山労基署だより〉

平成22年3月号

春、弥生を迎え、暖かい日も多くなりましたが、飛騨ではまだまだ雪への注意も怠ることはできません。3月は年度末であり、当署においても、新年度の行政運営をどのように進めていくかについて、検討を行っています。景気の回復が思うように進まない中、労働者の法定労働条件や、安全・健康の確保を推進し、安心して働ける職場づくりを目指してまいります。その具体的な施策については、次号によりお知らせしたいと考えております。

＜労働安全衛生法違反容疑で書類送検＞

2月3日に、昨年10月に白川村において発生した死亡災害に関して、労働安全衛生法違反の疑いで、茨城県に所在する(有)加藤工業と同社社長を岐阜地方検察庁に書類送検いたしました。

災害は、鳩谷ダム湖に浮かんでいた砂利採取船の解体工事中に発生したもので、この工事の元請けである(有)加藤工業の社長は、クレーン作業を請け負ったA社と解体作業を請け負ったB社が、同じ場所で作業を行うに際し、随時必要な連絡調整を怠ったことにより、労働安全衛生法第30条第1項第2号、労働安全衛生規則第636条違反の疑いで送検されました。

この解体工事は、湖面に浮かんでいた砂利採取船が転覆する危険性があったために、砂利採取船をクレーンで吊上げながら、上部構造物(機械室)と船体とを繋ぐボルトをガス溶断していくものですが、現場で指示を行っていた元請け会社の社長は、クレーンでの吊上げを一時中断する必要があることをA社のクレーン運転者から連絡を受けながら、B社の労働者に対して溶断作業の一時中止の指示を行わなかったため、吊上げが無いまま溶断を続け、その結果2つに分離した船体がバランスを失って転覆し、B社の労働者1名が船体に挟まれて死亡し、さらにB社の労働者2名が打撲等により負傷する災害となったものでした。

元請け事業場には、同一作業場で行われる複数の作業間の連絡調整が義務として課せられています。作業開始にあたっての打ち合わせ、指示はもとより、本件のように作業手順が変更された場合など、危険防止のために、随時連絡調整が必要となります。大変重大な災害となってしまいましたが、本件を教訓に、建設業等の元請け事業者の皆様には、改めて作業間の連絡調整が怠りなく行われているか点検をお願いいたします。

＜労働基準法の一部改正が4月から施行されます＞

長時間労働を抑制し、仕事と生活の調和のとれた働き方を実現することを目的として、労働基準法の一部が改正され、4月1日から施行されることになっています。

主な改正点は、月60時間超の時間外労働についての割増賃金率を50%以上へと引き上げることと、年次有給休暇の時間単位付与が認められることです。このうち、割増賃金率の引き上げについては、中小企業の場合、当分の間適用が猶予されます。

一昨年12月にこの法案が国会で可決、成立した後、当署においても、各種講習会や会議などにおいて、改正内容の周知に努め、事業主、労務担当の皆様には、就業規則の改定などの対応をお願いしてまいりましたが、法の施行日を目前に迎え、改めて事務処理等対応に遺漏がないか確認をおねがいいたします。

詳しい改正内容等につきましては、当署までお問い合わせください。また、パンフレットについては、当署窓口を用意しておりますほか、厚生労働省のホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。

< 過重労働による健康障害の防止についての研修会 >

2月18日に、飛騨・世界生活文化センターにおいて、過重労働による健康障害防止のための研修会を開催いたしました。

お忙しい中、各事業場から90名のご参加をいただき、当署担当者からの過重労働による健康障害防止対策の説明、岐阜労働局雇用均等室担当者からの改正育児・介護休業法等の説明、須田病院院長加藤先生による企業におけるメンタルヘルス対策の講演について熱心に聴講していただきました。

依然として厳しい経済情勢下で、労働時間については、統計的には減少の傾向にあります。業種、職種間のバラつきは大きく、人員整理等が進められた後に残った労働者への仕事の集中など、当署への長時間労働についての相談も少なくありません。また、長時間労働を含め、さまざまな原因からメンタル不調を訴える労働者も年々増加の傾向にあり、企業防衛の面からも労働者のメンタルヘルス対策は重要となってきています。参加いただいた皆様には、是非、各事業場での今後の取り組みに活用いただきますようお願いいたします。

当署におきましても、来年度は引き続き、過重労働による健康障害防止対策として、改正労基法の遵守と併せ、長時間労働の削減、医師による面接の体制整備について指導を行っていくことに加え、メンタルヘルス対策についても、これまでより一歩踏み込み、事業場における具体的な体制整備まで個別に指導を行っていくこととしております。

< リスクアセスメントの研修会を開催します >

3月17日に、飛騨・世界生活文化センターにおいて、「リスクアセスメント研修会」を開催いたします。

労働災害は、機械設備の安全化、安全管理手法の進展、浸透により、着実に減少してきましたが、近年その減少率が鈍化してきています。そこで、災害という結果に着目して、「災害ゼロ」へという考え方から、災害を発生させる危険性に着目して、「危険ゼロ」へという考え方への転換が必要とされ、そのためのツールとして「リスクアセスメント」という手法が導入されてきています。

既に平成18年4月から、リスクアセスメントの実施が事業者の努力義務となっており、多くの事業場で取り組みが行われていますが、まだ導入に至っていない事業場、導入されているものの実施内容が不十分である事業場も少なくありません。

この研修会では、導入手順や、効果的な実施方法など、リスクアセスメントを担当する皆様が疑問に感じていると思われる点について、詳細に説明をする予定としています。

今後も、労働災害削減の決め手とも言えるリスクアセスメント導入、定着の促進については、安全衛生行政の中心となっていきます。当署におきましても、このような研修会の開催や、各種会議での説明を行うほか、個別の事業場への具体的な指導を引き続き実施してまいります。

高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6 電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274